

青森県報

第九百九十九号

令和七年
十二月一日
(月曜日)

年月日

名 称	住 所 又 是 事 務 所 の 所 在 地	年 指 定
弁護士法人ライズ総合法律事務所	東京都中央区日本橋三の九の一	年 月 日 定
七・三・一	七・三・一	令 和
七・三・一	七・三・一	年 月 日 託

目 次

- 二 委託した収納に関する事務に係る歳入等
青森県看護師等修学資金に係る滞納返還金及び延滞利息
- 三 委託期間
令和七年十二月一日から令和八年三月三十日まで

- 青森県看護師等修学資金に係る滞納返還金及び延滞利息の
収納事務の委託 (医療薬務課) : 一

- ふるさと寄附金の指定納付受託者の指定 (県産品販売課) : 一

- 知事管理漁獲可能量の変更の公表 (水産振興課) : 二

公 安 委 員 会

- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則 (交通企画課) : 二

令和七年十二月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

告 示

青森県告示第五百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	住 所 又 是 事 勿 所 の 所 在 地	年 指 定
株式会社JALUX 株式会社DGファイナンシャルテクノロジー	東京都港区港南一丁目二の七〇 東京都渋谷区恵比寿南三丁目五の七	年 月 日 定 令 和 七・三・一
ク	年 月 日 定 令 和 七・三・一	

- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
あおもりふるさと寄附金
指定納付受託者に納付を委託することができる期間
令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

公 告

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和7年十一月七日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和7年十一月一日

青森県知事　畠　下　宗一郎

令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1　くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
青森県くろまぐろ（小型魚）漁業	347.7トン

第2　くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
青森県くろまぐろ（大型魚）漁業	784.1トン

令和7年十一月一日

青森県公安委員会規則第十四号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（警察署長の駐車許可）	（警察署長の駐車許可）

第九条　〔1・2 略〕

3　前二項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第五号）を駐車しようとする場所を

管轄する警察署長に提出するものとする。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めたときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

第九条　〔1・2 同上〕

3　前二項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第五号）を二通、駐車しようとする

場所を管轄する警察署長に提出するものとする。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めたときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

〔4～7 同上〕

〔項目を加える。〕

青森県道路交通規則の一部を改正する規則を以て公布する。

8　前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた

青森県公安委員会委員長　横　町　俊　明

者は、次項の規定に基づく掲示を行ふ目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第七項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

〔項を削る。〕

〔略〕

12|| 第七項の規定による許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可を取り消された場合は、当該許可証を返納しなければならない。

第七項の規定による許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

別添式紙第24号（第1回提出）

取消勧説者講習受講申請書	
年 月 日	
青森県公安委員会 様	
本部印用	
住 所	
申 請 者	
上記提出 年 月 日	
本部印用 年 月 日	
申 請 年 月 日	
道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による取消勧説者講習を受けたので ある旨	
希望する講習の年齢	
□ 四 周 □ 二 輪 □ 特 別	
第 ① 取消勧説分野 女性高齢者等の日本 文化の普及等のため (講習実績等の記載)	
年 月 日 (年)	
第 ② 道路交通安全法 女性高齢者等の日本 (講習実績等の記載)	
年 月 日 (年)	
備 言 年 月 日 年 月 日	
本部印用 年 月 日	
取 消 勧 説 分 野	
取 消 勧 説 年 月 日	
注 1 本講習は、個人として 2 中高齢者の方に特化した、無理、正確至上主義、特殊装具の難しさやセンセイション等を考慮して開発された講習です。	
3 同様の大きさは、日本交通警察A-4級認定です。	

別記様式第二十四号

別記様式第十号

四 駐車許可を取り消されたとき。
〔一～三 略〕

電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

取扱局様式14号(第11号規則)		取扱局名簿記入書	
		年 月 日	
青森県公安委員会 総			
申 請 者		地 所	
中 請 者		〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	
郵便番号		都道府県 <input type="text"/> 市 <input type="text"/> 町 <input type="text"/> 村 <input type="text"/>	
連絡先		電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	
道路交通法第108条の2第1項第2句の規定による取扱局名簿の提出を希望いたす旨			
申 請 者			
希望する講習の種類		<input type="checkbox"/> 四 楽 <input type="checkbox"/> 五 楽 <input type="checkbox"/> 六 楽 <input type="checkbox"/> 七 楽	
<input type="checkbox"/> 取扱局専門等 又は取扱局の付属機関等の取扱局専門等		年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (年)	
<input type="checkbox"/> 取扱局専門等 又は取扱局の付属機関等の取扱局専門等		年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (年)	
連絡先		年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
記入欄			
備考欄			
申 請 者			
中 請 者			
連絡先			

別記様式第二十四号

別記様式第十号

「号を加える。」

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第57号(第52条の2関係)
公示事項等変更届
年 月 日
青森県公安委員会 殿
住所
届出者 氏名
電話 ()
記
1 運転免許取得者等検査に使用している施設の名称
2 運転免許取得者等検査に使用している施設の所在地
3 変更する事項(書類の内容)
4 変更後の事項(書類の内容)
5 変更日

注 1 協議者が法人であるときは、協議者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4綴長とする。

別記様式第五十七号

別記様式第56号(第52条の2関係)
運転免許取得者等検査認定申請書
年 月 日
青森県公安委員会 殿
住所
申請者 氏名
電話 ()
記
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
運転免許取得者等検査に使用する施設の方法及び名称
運転免許取得者等検査の方法及び名称
運転免許取得者等検査を開始しようとする年月日
添 付 書類

注 1 協議者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4綴長とする。

別記様式第五十六号

別記様式第55号(第52条の2関係)
公示事項等変更届
年 月 日
青森県公安委員会 殿
住所
届出者 氏名
電話 ()
記
1 運転免許取得者等教育に使用している施設の名称
2 運転免許取得者等教育に使用している施設の所在地
3 変更する事項(書類の内容)
4 変更後の事項(書類の内容)
5 変更日

注 1 協議者が法人であるときは、協議者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4綴長とする。

別記様式第五十五号

別記様式第57号(第52条の2関係)
公示事項等変更届
年 月 日
青森県公安委員会 殿
名 称
代表者
記
1 変更事項
2 変更後の事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4綴長とする。

別記様式第五十七号

別記様式第56号(第52条の2関係)
運転免許取得者等検査認定申請書
年 月 日
青森県公安委員会 殿
住所
申請者 氏名
電話 ()
記
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
運転免許取得者等検査に使用する施設の方法及び名称
運転免許取得者等検査の方法及び名称
運転免許取得者等検査を開始しようとする年月日
添 付 書類

注 1 協議者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる施設の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4綴長とする。

別記様式第五十六号

別記様式第55号(第52条の2関係)
公示事項等変更届
年 月 日
青森県公安委員会 殿
名 称
代表者
記
1 変更事項
2 変更後の事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4綴長とする。

別記様式第五十五号

- 1 (施行期日)
この規則は、令和七年十一月十五日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
東奥印刷株式会社
三丁目七番七号)

定価小口一枚二付二十一円七十銭
毎週月・水・金曜日発行